

重要事項説明書



社会福祉法人 敬愛優
幼保連携型認定こども園

水巻吉田こども園

水巻吉田こども園（重要事項説明書）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明する内容は、次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 敬愛優
代表者氏名	理事長 若松 敏行
法人の所在地	遠賀郡芦屋町大字山鹿 867 番地
法人の電話番号	093-221-3101
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営・幼保連携型 認定こども園経営

2 保育所の概要

施設の種類	幼保連携型・認定こども園
施設の名称	水巻吉田こども園
所在地	遠賀郡水巻町吉田西 1 丁目 7-18
連絡先	電話 093-202-7193 FAX 093-202-7194
施設長名	園長 岡藤 直美
対象児童	児童福祉法・認定こども園法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	0 歳児 … 20 名 1.2 歳児 … 40 名 3.4.5 歳児 … 60 名（1 号認定 … 15 名） 計 135 名
開設（法人設置）年月日	昭和 55 年 10 月 27 日

3 事業の目的・運営方針（保育理念・教育・保育方針・園の教育・保育目標）

水巻吉田こども園（以下、「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」の、**保育理念**・・・「みんながって みんないい！笑顔いっぱい よしだっこ！」を柱とし、子ども一人ひとりが笑顔で過ごせるよう愛情豊に受け入れながら、子どもと保護者が安心でき信頼される園作りを目指します。
- (2) 「当園」の、**教育・保育方針**・・・良い環境の中で・・・「自分で考えて決める力」「思いやりをもって人と関わる力」「自分を大切に思う心」以上 3 つを基本とし、情緒豊かに育つことを願いその育成に努める。
- (3) 「当園」の、**教育・保育目標**・・・五感を感じながら、季節の移り変わりや命の大切さを学ぶ【五感（視覚・嗅覚・聴覚・味覚・触覚）を通しての体験保育】を目標とする。

- ①基本的な生活習慣を身につけ自立心を育てる
- ②友だちとの関わりの中で思いやり、優しさを育てる
- ③遊びを通して、体力作り・自主性・協調性を育てる
- ④様々な体験を通して豊かな感性、創造性を育てる

(4)「当園」は、「水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月25日条例第16号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1984.00 m ²
	園庭	822.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	865.70 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	つぼみ組（満0歳児）、すみれ組（満1歳児）
沐浴室	1室	
保育室	4室	ひまわり組（満2歳児）、ちゅうりっぷ組（満3歳児） こすもす組（満4歳児）、ばら組（満5歳児）
ホール	1室	スマイルホール
調理室	1室	
一時保育室	1室	たんぽぽ組
子育て支援センター	1室	ゆめらんど

5 職員の設置状況（令和7年4月1日現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	2	2		
保育士	27	23	3	
栄養士	1	1		
調理員	4	4		
保育補助	5	2	3	
事務員	2	1	1	
その他（育児休暇）	1	1		

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育事業について

○子育て支援センター事業…毎週 月～金（10時～15時）

親子での交流を図り、子育てについて不安や負担を感じている家庭に対して相談窓口として、保育士と一緒に遊び子育ての楽しさや育児について一緒に考えていく、明るく楽しい育児支援の場を提供します。

○一時預り（一時的）保育… 9時～17時（日曜及び祝日、年末年始は休み）

※園行事に重なる日は休みになる場合

(2) 歯科

医療機関の名称	ごとう歯科クリニック
医 院 長 名	後藤浩平
所 在 地	水巻町下二西3丁目1-1
電 話 番 号	093-202-2120

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者が別に指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園の保護者の方から園に対する様々な苦情について、適切な対応と迅速・円満な解決を目指し、皆様に安心して利用出来る施設として信頼を得ることが出来るように努めていきたいと思っております。お気づきの点がありましたら、お申し出ください。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 岡藤 直美（園長） ・担当者 三村 真弓（主任保育士） ・電話番号093-202-7193 F A X 093-202-7194 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	佐山幸子 内山祥子

苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・火災通報装置 有 ・消火器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。